



長野県報

3月3日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 588 号

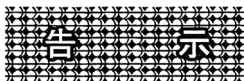
目 次

告 示

療育手帳交付要綱の一部改正（障がい者支援課）	1
都市計画事業の事業計画の変更認可（水道・生活排水課）	1
森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3 件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）	5

公 告

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	6
県営緊急防災工事計画の策定及び縦覧（農地整備課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	6
令和 5 年度行政監査の結果に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	9



長野県告示第72号

療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 3 日から適用します。
令和 7 年 3 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

第 7 第 2 号中「電話番号」の次に「又は続柄」を加え、同第 7 に次の 1 項を加える。

2 手帳の交付を受けた者は、保護者欄の削除を希望するときは、手帳を添えて療育手帳記載事項変更届により、居住地を管轄する町村長及び福祉事務所長を経由して実施機関の長に届け出るものとする。

第12第 3 項を削り、同第12 を第13 とし、第 8 から第11 までを第 9 から第12 までとし、第 7 の次に次のように加える。
（個人番号の届出）

第 8 手帳の交付を受けた者で、実施機関の長に個人番号の提供をしていないものは、個人番号届を、居住地を管轄する町村長及び福祉事務所長を経由して実施機関の長に提出し、個人番号を提供することができる。

2 手帳の交付を受けた者は、実施機関の長に提供している個人番号に変更があったときは、個人番号届を、居住地を管轄する町村長及び福祉事務所長を経由して、実施機関の長に届け出るものとする。

障がい者支援課

長野県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称
軽井沢町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業
軽井沢町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年2月19日（軽井沢処理区）
平成8年8月8日（軽井沢西処理区）から
令和13年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。
令和7年3月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字東ノ久保580の1、580の2、字うえの段655の2
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第75号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。
令和7年3月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第76号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
喬木村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡野沢温泉村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第78号

中部地方整備局中部技術事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年3月3日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 車載写真レーザ測量
- 2 作業期間
令和6年10月23日から令和7年2月3日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和7年3月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月3日

長野県飯田建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 市場桜町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市座光寺 3664 番の 5 地先から 飯田市座光寺 2571 番の 10 地先まで	旧	^m 3.8 ～ 11.7	^{km} 0.1671
同 上	新	4.0 ～ 15.1	0.1671

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 田中乱橋線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市伊豆木 2352 番の 2 地先から 飯田市箱川 327 番の 3 地先まで	旧	^m 5.0 ～ 11.9	^{km} 0.0942
同 上	新	10.5 ～ 11.9	0.0942

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和7年3月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月3日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 小峰稲荷山線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市信州新町牧田中字大久保 724 番の 1 地先から 長野市信州新町牧田中字高萩 690 番の 2 地先まで	旧	^m 4.2 ～ 20.0	^{km} 0.4134
同 上	新	8.5 ～ 23.0	0.4134

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 信州新中条線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市信州新町山上条字長久保 3315 番の 8 地先から 長野市信州新町山上条字長久保 3303 番の 3 地先まで	旧	^m 5.2 ～ 86.5	^{km} 0.0490
同 上	新	5.2 ～ 86.5	0.0490

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 7 年 3 月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 7 年 3 月 3 日

長野県飯田建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 (1) 路 線 名 市場桜町線
(2) 供用を開始する区間
飯田市座光寺3664番の 5 地先から
飯田市座光寺2571番の 10地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和 7 年 3 月 5 日
2 (1) 路 線 名 田中乱橋線
(2) 供用を開始する区間
飯田市伊豆木2352番の 2 地先から
飯田市箱川327番の 3 地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和 7 年 3 月 3 日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 7 年 3 月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 7 年 3 月 3 日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 路 線 名 小峰稲荷山線
2 供用を開始する区間
長野市信州新町牧田中字大久保737番の 3 地先から
長野市信州新町牧田中字高萩690番の 2 地先まで
3 供用を開始する期日 令和 7 年 3 月 3 日

道路管理課